

玉掛け技能講習の免除について

玉掛けには **2種類** の **免除** があります。



一つ目は 学科と受講料の一部免除

* 下記の資格をお持ちの方は、学科の力学免除と受講料が一部免除となります。

○	クレーン・デリック運転士免許	を受けた者（含む限定）	* 申込書 A に 免許証の写し または 修了証の写しを 貼付してください
○	（改正前）クレーン運転士免許	を受けた者（含む限定）	
○	移動式クレーン運転士免許	を受けた者	
○	（改正前）デリック運転士免許	を受けた者	
○	揚貨装置運転士免許	を受けた者	
○	床上操作式クレーン運転技能講習	を修了した者	
○	小型移動式クレーン運転技能講習	を修了した者	

（注）「5 t 未満クレーン運転の業務 特別教育」は該当いたしません

二つ目は 受講料の一部免除

* 下記の条件を満たしている方は、受講料が一部免除となります。

○	規定第4条<特例>適用者の場合 つり上げ荷重が1 t以上のクレーン等の玉掛け補助作業の業務などに6ヶ月以上就いた経験を有する者	* 申込書 B に事業者の証明を記入してください。
○	規定第4条<特例>適用者の場合 <u>玉掛け特別教育</u> を終了後、つり上げ荷重が1 t未満のクレーン等の玉掛けの業務に6ヶ月以上就いた経験を有する者	* 申込書 B に特別教育修了証を貼付し、事業者の証明を記入してください。

免除についてご不明な点がございましたら、お問合せください。